

**改正**

平成24年 7 月10日告示第26号

平成25年 3 月26日告示第 9 号

合志市中小企業人材育成費補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、市内に事業所を有する中小企業等の中核的实践者となる者が、中小企業大学  
校人吉校（以下「大学校」という。）及びポリテクセンター熊本等における研修を受講すること、  
又は中小企業等が独自の研修を 2 社以上合同で行うことにより、知識及び技術を習得し、もって  
中小企業の振興に寄与するための補助金の交付に関し、合志市補助金等交付規則（平成18年合志  
市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において「中小企業等」とは、合志市中小企業等振興基本条例（平成22年条例第  
12号）第 2 条第 2 号に掲げるものとする。

(補助対象者)

**第 3 条** この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当  
するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業等の代表者又はその役員
- (2) 市内に事業所を有する中小企業等の従業員

(補助対象経費)

**第 4 条** この補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 大学校及びポリテクセンター熊本等が実施する研修事業等の受講料
- (2) 大学校で実施される経営管理者養成コース受講料
- (3) 中小企業等が 2 社以上合同で行う独自の研修（資格取得研修等を除く）について、その講  
師召還費用（謝金等）

(補助金額)

**第 5 条** 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の額は、受講料の 3 分の 2 以内とする。ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた  
場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、原則として一研修者について各年度一回とする。

(補助金の交付申請等)

**第6条** 補助金の申請及び請求の手続き等は、合志市商工会が窓口となり、合志市商工会長が市長に提出するものとする。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年7月10日告示第26号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

**附 則** (平成25年3月26日告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。